

〔夕拜備急至要抄正月〕一踏歌節會大概同元

官外記兼日可舞姬六人兼仰御乳母等沙

定后宮舞妓御宿所之時被進

踏歌圖內教坊別當若內辨付內侍奏之入御之時於

〔建武年中行事〕十六日正踏歌節會三獻までは元日にことならず樂はて、舞妓南庭をめぐる

遅ければ内辨御後に職事や候ぶぎとうといふ舞妓殿上の小庭より出て校書殿にならびる

掃部寮南庭に筵道をしく二行にまろくまぐ也樂前大夫と云者二人帶劔してこれをみちびく

橘の南さまにてとまる舞妓庭をめぐること三反内教坊まりにあり舞妓は典侍御めのと后

宮などよりいださる次にぶぎの拜あり次に宣命常のごとしけふは一こんに國栖御酒の勅使

二獻に樂三獻に舞妓なるおりもあり節會はて、舞妓中宮にまいる饗祿あり

〔公事根源正月〕踏歌節會

十六日

踏歌といふは正月十五日の男踏歌の事にて侍べし近比行れ侍るは女踏歌なりそれは十六日

なり光源氏の物語などにもおほくはおとこ踏歌の事を申侍るにや大かた正月十五六日は月

の比なれば京中の男女の聲よく物うたふをめしつどへて年始の祝詞をつくりて舞をまはせ

などせられ侍し故に踏歌とは申なめり天武天皇三年正月に大極殿に渡御なりて男女わかつ

事なく闇夜踏歌の事有と見えたり然ば月の比ならねども鳥羽玉の闇の夜にも有しにや持統

天皇の御時は漢人踏歌をそうし唐人踏歌をそうす略延曆十四年の正月には詩を作りてう

たひげるとかやおほよそ節會の儀式は常の事なれば今更記不及略踏歌節會をばあられば

しりのとよのあかり共申にや或はあらまじりと宣命の譜にはよめり此殿竹川をうたひて

高巾子綿の華をつくる事は男踏歌の事なるべし今の代に行侍るは十六日の女踏歌なんかし

〔光臺一覽〕十六日正踏歌の節會本朝あらればしりかざしの綿の記と云尤酉刻より寅刻に